

函館市監査公表第23号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年9月27日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉

函 病  
令和元年(2019年)8月26日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	病 院 局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ <b>その他（行政監査）</b>		
監査等実施期間	平成30年7月25日～平成31年2月26日	講評日	平成31年3月5日
調査対象事項名	各種団体等への負担金の支出について		
指摘事項, <b>意見・要望事項</b>			
(監査意見) 負担金額の妥当性について 団体の繰越金について、支出総額を上回る金額を保有しているものがあつた。多額の繰越金の存在は、負担金額の妥当性に疑問が生じることから、負担金の減額や団体の事業内容の充実など、本市にとって有益な方法により、必要以上の繰越金の解消について、団体への要請等を検討されたい。 対象負担金：『北海道公立病院連盟年会費』『道南地域医療連携協議会年会費』			
措置内容, <b>対応・考え方</b>			
(対応) 多額の繰越金を保有する2団体に対して、別添文書をそれぞれ送付し、必要以上の繰越金の解消に向け検討を要請したところです。 各団体の事務局からは、口頭で、次年度以降の理事会等で審議することや、会員にとって有益になるような方法を検討するなど繰越金の解消に向けた前向きな回答を得ております。			

令和元年7月19日

北海道公立病院連盟事務局 様

市立函館病院事務局長

北海道公立病院連盟の繰越金解消の検討について

昨年、当院が加入する団体への負担金（年会費）について、当市の行政監査を受け、その際、支出総額を上回る繰越金を保有する団体への負担金支出の妥当性について指摘を受けたところであります。

平成29年度決算において前年度繰越金2,038,047円、会費収入1,120,000円、収入合計3,158,063円に対し、支出総額1,178,569円、平成30年度への繰越金1,979,494円となり、支出総額を上回る繰越金となっております。

つきましては、年会費の減額や事業内容の充実・拡大など、加入する全ての会員に有益となる方法により、必要以上の繰越金の解消に向け、ご検討をお願いいたします。

(庶務課庶務係)

令和元年7月19日

NPO 法人

道南地域医療連携協議会事務局 様

市立函館病院事務局長

道南地域医療連携協議会の繰越金解消の検討について

昨年、当院が加入する団体への負担金（年会費）について、当市の行政監査を受け、その際、支出総額を上回る繰越金を保有する団体への負担金支出の妥当性について指摘を受けたところであります。

平成 29 年度決算において前年度繰越金 1,279,077 円、会費収入 431,000 円、収入合計 1,710,088 円に対し、支出総額 589,517 円、平成 30 年度への繰越金 1,120,571 円となり、支出総額を上回る繰越金となっております。

つきましては、年会費の減額や事業内容の充実・拡大など、加入する全ての会員に有益となる方法により、必要以上の繰越金の解消に向け、ご検討をお願いいたします。

(庶務課庶務係)